

都内区市町村社会福祉協議会等の皆様へ

地域福祉権利擁護事業保険のご案内

保険期間：令和7年10月1日(午後4時)～令和8年10月1日(午後4時)

●中途加入につきましても随時受け付けています。

中途加入(*)の補償期間については、中途加入手続き完了日の翌日午前0時から令和8年10月1日(午後4時)となります。
(*)中途加入とは、保険期間中の途中から保険加入されることをいいます。

申込締切日：令和7年8月29日(金) 必着

※加入依頼書の送付先(取扱代理店)・保険料のお支払先は P.16 をご覧ください。

※申込締切日までに加入依頼書等の一式書類を東京福祉企画までご提出いただき、保険料のお振込みをお願いします。

●重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

a. 東京福祉企画ホームページの「各種保険のご案内」ページ

(URL: <https://www.tokyo-fk.com/syakaifukushi/chiikifukushi.html>) に掲載の重要事項説明書(重要事項説明書は、印刷・保管されることをお勧めいたします。)

b. 重要事項説明書の冊子をご希望の場合は、東京福祉企画(TEL:03-3268-0910)までご連絡ください。

●商品改定のご案内

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は P.11「総合生活保険商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

「地域福祉権利擁護事業保険」は、基本補償として「権利擁護事業賠償責任保険等」、オプションとして生活支援員の皆様の「傷害保険」、貨紙幣類・有価証券の「保管輸送に係わる保険」とをセットにした保険です。

基本補償(「権利擁護事業賠償責任保険等」)については、東社協が一括加入致します。オプションの保険については、各社協・団体の業務実態にあわせて、基本補償の追加としてご加入くださいますようお願い申し上げます。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

もくじ

基本補償

権利擁護事業賠償責任保険	3 ページ
--------------------	-------

オプション補償

(1) 傷害保険	5 ページ
(2) 貸紙幣類・有価証券の保管輸送に関わる保険	7 ページ

総合生活保険 商品改定のご案内	11 ページ
-----------------------	--------

本保険に関するお問い合わせ先	16 ページ
----------------------	--------

基本補償

(東社協が一括加入します。各社協・団体での保険料負担はありません。)

◎ 権利擁護事業賠償責任保険 (施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険・身元信用保険・マネーディフェンダー)

保険内容	補償限度額	補償内容	事故例
対人・対物 賠償 (施設賠償責任保険)	1 事故 1 億円 (免責金額なし)	サービス活動中、利用者や第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことによる損害を補償します。	生活支援員が誤って利用者宅の家財を壊してしまった。
初期対応費用 (施設賠償責任保険)	1 事故 100 万円 1 名 1 万円 (免責金額なし)	対人事故が発生した場合の被害者への見舞費用、見舞金等や、お詫び広告掲載費用等を補償します(社会通念上妥当なもの)。	サービス活動中、第三者を怪我させてしまったため、見舞品を購入してお見舞いに行った。
管理財物 ※現金・通帳含む (受託者賠償責任保険) (マネーディフェンダー)	現金・有価証券以外 1 事故 300 万円 期間中 300 万円 (免責金額 1 万円) ----- 現金・有価証券 1 事故 100 万円 (免責金額なし)	利用者から受託した通帳、現金、実印等を輸送中及び保管中に盗難等の事故が生じ、法律上の賠償責任を負うことによる損害を補償します。	・利用者の預金通帳が盗難にあい、口座から預金を引き出された。 ・実印、銀行印を紛失した。
人格権侵害 (施設賠償責任保険)	1 名 100 万円 (免責金額なし)	利用者に対する名誉毀損・プライバシーの侵害によって、法律上の賠償責任を負うことによる損害を補償します。	生活支援員が利用者宅でサービス提供中、意見の食い違いにより口論となり、思わず差別的な発言をしてしまい、人格権侵害であると訴えられた。
身元信用 (身元信用保険)	1 名 100 万円 期間中 500 万円 (免責金額 10 万円)	生活支援員が利用者に対し、不誠実行為(窃盗・強盗・詐欺・横領)をしたことにより、社協の被る損害を補償します。	生活支援員が利用者から預った現金を着服してしまい、社協が訴えられたこと(刑法上の窃盗・強盗・詐欺・横領・背任)により社協の責任が問われた場合。

【保険金をお支払いできない主な場合】

〈施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険・身元信用保険共通〉

1. 日本国外で発生した事故
2. 保険契約者・被保険者の故意
3. 戦争・暴動・変乱・騒じょう・労働争議
4. 地震・噴火・津波・洪水または高潮
5. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
6. 被保険者と同居する親族に対して負担する賠償責任(例: 利用者が自分の家族に誤ってケガをさせた等)
7. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
8. 排水または排気(煙を含む)に起因する賠償責任
9. 被保険者またはその使用人が法令により医師・歯科医師・看護師・保健師・助産師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを禁じられている行為(医療行為、その他)、または薬品の調剤・投与・販売・供給を行ったことに起因する損害等

<施設賠償責任保険>

- 10.記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任
- 11.航空機・自動車・原動機付自転車または施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）に起因する損害
- 12.施設の修理、改造または取り壊し等の工事に起因する損害
- 13.施設外における動物の所有・使用・管理に起因する損害
- 14.仕事の終了後、仕事の結果に起因して発生した事故による損害
- 15.建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みによる損害 等

<受託者賠償責任保険>

- 16.被保険者の職員等が受託物を私的な目的で使用中に生じた事故による損害
- 17.貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
- 18.自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- 19.自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の現象またはねずみ喰いもしくは虫喰い等による損害
- 20.給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気・漏水・いっ水、またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出による損害
- 21.建物外部から内部への雨、雪等の浸入または吹込みによる損害
- 22.受託物が寄託者（利用者）に引き渡された後に発見された事故による損害
- 23.被保険者が行い、または加担した盗取・詐取 等

<人格権侵害>

- 24.最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- 25.事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- 26.被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- 27.被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- 28 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等

<身元信用保険>

- 29.保険期間が始まる前に被保険者に対して不誠実行為を行ったことのある者が行いまたは加担した不誠実行為による損害
- 30. 穴うめ行為（穴うめ行為とはすでに行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。）による損害（穴うめ行為による損害が、既往の不誠実行為による損害の消滅・軽減に充当された金額を超過する場合の、超過分についてはこの限りではありません。）
- 31.保険契約の失効・解除または保険期間満了後1ヵ年以降に発見された不誠実行為による損害
- 32.加害被保証人名が特定できない場合の損害
- 33.保険契約締結の時に、保険契約者または被保険者が、既に発生していることを知っていた不誠実行為、またはその準備行為が行われていることを知っていた不誠実行為によって生じた損害
- 34.被保険対象物が金銭、金券、切手、印紙もしくは証紙または在庫商品、製品、原材料、副資材等の棚卸資産である場合において、その損害額を帳簿その他の証憑類で立証できない損害 等

オ プ シ ョ ン 補 償 (各社協・団体で任意にご加入いただく保険です。)

(1) 傷害保険 (総合生活保険 (傷害補償)・就業中のみの危険補償特約付)

生活支援員がその業務の「就業中(通勤途上を含みます。)」にケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【保険金額】

下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

傷害補償基本特約 (就業中のみの危険補償特約付)	保険金の種類	保 険 金 額	事 故 例
	死亡保険金	200万円(死亡・後遺障害保険金額)	①生活支援員が利用者宅に向かう途中、交通事故に遭いケガをして入院した。
	後遺障害保険金	死亡・後遺障害保険金額の4%~100%	
	入院保険金 (1日あたり)	2,400円	
	通院保険金 (1日あたり)	1,400円	②生活支援員が利用者宅の階段から滑ってケガをし、治療のため通院した。
	手術保険金	〔入院保険金日額〕×〔入院中の手術は10倍、入院中以外の手術は5倍〕をお支払いします。*1	

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【年間保険料】

$$\text{年間保険料} = 4,690 \text{円} \times 1 \text{日の最高活動生活支援員数}$$

※ 上記保険料は、団体割引5%を適用しています。

※ 1日の最高活動生活支援員数に変更があった場合には、ご連絡ください。生活支援員数が増加となる場合で故意または重大な過失によって遅滞なくご連絡がなかったり、人数増加による追加保険料を相当の期間内にいただけない場合には、保険金を削減してお支払いすることとなります。また、追加保険料を相当の期間内にいただけない場合は、保険契約を解除することがあります。

※ 生活支援員の名簿は常時備え付けください。保険会社が必要と認めた場合は、生活支援員の名簿をご提出いただく場合があります。

※ 住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでない職種の方についてはお引受けはできません。

◎総合生活保険 (傷害補償) 補償の概要等

補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

【お支払いする保険金の内容】

保険金の種類	保 険 金 を お 支 払 い す る 主 な 場 合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※ 1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※ 入院保険金支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

【保険金をお支払いしない主な場合】

＜傷害保険＞

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転や、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等

本保険商品は、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です(病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。)。お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレット・加入依頼書等の内容をご確認ください。

(2) 貨紙幣類・有価証券の保管輸送に関わる保険（マネーディフェンダー）

保険料：補償タイプにあわせて、1社協・団体あたりの保険料をお支払い下さい。

※免責金額はどのタイプとも1事故につき100万円です。

補償タイプ	支払限度額 (貨紙幣類・有価証券 各々1事故につき)	1社協・団体 あたりの保険料	補 償 内 容
Aタイプ	1,000万円	50,000円	貨紙幣類・有価証券を輸送中*1及び保管中*2に盗難・滅失その他の偶然な事故が発生したことによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。 *1「輸送中」について：発送地における店舗・事務所等において輸送の目的をもって貨紙幣類または有価証券の移動が開始された時から、通常かつ合理的な輸送過程（輸送に付随する通常かつ合理的な一時保管中を含みます。）を経て、仕向地における店舗・事務所等にて保管のために金庫等の場所に置かれた時までをいいます。 *2「保管中」について：「輸送中」に連続して、保険証券または加入者証記載の保管場所の保管建物または保管構内にある間をいいます。 *3 1事故あたりに適用される支払限度額は、貨紙幣類・有価証券合算の支払限度額となります。貨紙幣類または有価証券の支払限度額の、いずれか高い方を1事故合算支払限度額とします。
Bタイプ	2,000万円	60,000円	

※通帳の引出損害も対象となります。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- 「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足による損害
- 債権の回収不能、不渡りその他の信用危険または市場価値の下落による損害
- 「取引相手」の詐欺による損害
- 偽造、変造、模造または贋造による損害
- 運送の遅延による損害
- 新株券*3に生じた損害
- 身代金の支払いによる損害
- 恐喝による損害
- 保険契約者、被保険者または金融機関を含むすべての第三者の使用するコンピュータシステムおよび機器（ATM等のオンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を利用した間接的な操作を含みます。）による損害
- 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払の過誤または受取不足等の事務的・会計的間違いによる損害
- 地震・噴火・津波、またはそれらに関連する火災等による損害
- サイバー攻撃によって生じた損害（保険契約者および被保険者が事業者である場合に限り適用します。）等

*3 株式会社の設立・増資・合併等に伴い新規に発行される株券で、発行会社またはその代行会社から株主に引き渡されるまでの間を新株券とします。

※ここでは主な場合のみ記載しております。

【対象となる貨紙幣類・有価証券】

貨紙幣類	貴社協所有の*4 貨紙幣（他人から預かった現金を含みます）、小切手（線引であるとかとを問いません。小切手としての要件を充足しないものは除きます）、郵便切手、収入印紙、金・銀・白金の地金、金券、商品券、プリペイドカード 等 ※電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、券面金額が保険の対象に表示されていないICカード、その他類似のものは含まれません。
有価証券	貴社協所有の*4 手形、株券（新株券を除きます）、公・社債券、国債証券、コマーシャル・ペーパー、投資信託の受益証券 等

*4 貨物賠償責任担保特別約款（マネーディフェンダー用）（オプション）がセットされているため、第三者から預かっている貨紙幣類・有価証券に万が一損害を与えてしまった場合に、被保険者が所有者に対して法律上および契約上の賠償責任を負担することによって被る損害についても保険金をお支払いすることができます。なお、第三者から預かった現金につきましては貴社協が所有する現金として補償されます。

【対象となる輸送方法】

輸送方法	①携行、②護送、③書留郵便、④貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便・鉄道便、航空便または保険証券に記載された特定の輸送方法での輸送に限ります。
------	---

【お支払いする保険金】

マネーディフェンダーでお支払いする保険金は次のとおりです。

保険金の種類	お支払いする保険金
①損害保険金 (貨物の損害に対する保険金)	「輸送中」および「保管中」の貨紙幣類または有価証券に、盗難・滅失等の偶然な事故が発生した結果、被保険者が被る損害に対して支払う保険金です。
②損害防止費用	ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。
③請求権の保全・行使手続費用	請求権の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用。
④救助料	ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬。
⑤継搬費用	貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を加入者証記載の仕向地へ輸送するために要した費用（ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます。）
⑥共同海損分担額	運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額。
⑦公示催告・除権決定等の手続きに要した費用（*）	公示催告および除権決定の手続きに要した費用（ただし株券については株券喪失登録の手続きに要した費用となります。異議申立提供金を含みます。）。
⑧遺失物法に基づく報労金	遺失物法に基づき、ご契約者・被保険者が引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。
⑨再発行費用	貨紙幣類または有価証券の再発行に要した費用。
⑩貨物賠償責任担保特別約款（マネーディフェンダー用）に基づく保険金	第三者から預かっている貨紙幣類・有価証券に万が一損害を与えてしまった場合に、被保険者が所有者に対して法律上および契約上の賠償責任を負担することによって被る損害について損害賠償金、損害防止費用、請求権の保全・行使手続費用、争訟費用（被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、仲裁、調停、和解のための費用）、協力費用（引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用）が支払われます。

（*）貨紙幣類・有価証券について公示催告手続きまたは株券喪失登録手続きを行った場合は、被保険者の請求により、最終的な損害額が確定する前に一定の金額を限度として保険金の「即時払」（注1）を行います。

（注1）「即時払」……この保険で対象となる貨紙幣類・有価証券に保険事故が発生した場合、損害を軽減するために必要な法律上の公示催告手続きまたは株券喪失登録手続きを行っていただきますが、損害額の確定には一定期間を要します。その際に、被保険者の請求により、最終的な損害額が確定する前に一定の金額を限度として保険金をお支払いすることを「即時払」といいます。確定した最終的な損害額が「即時払」でお支払いした保険金を上回る場合には超過額を保険金として追加でお支払いし、下回る場合には差額を引受保険会社に返還いただきます。

【公示催告】………手形等の有価証券を盗難・紛失または滅失した場合は、そのままでは有価証券上の権利を行使することができないため、裁判所に申し立て、その権利を主張する者は一定期間内に権利を届け出るよう、裁判所の掲示板および官報等に公告する手続きです。

【除権決定】………公示催告の手の後、善意の第三者による権利の届け出がないときには、裁判所の決定（除権決定）により喪失した有価証券の無効が認められ、権利の行使または有価証券の再発行を請求することができます。

【株券喪失登録】……株券が盗難、紛失または滅失した場合は、株券の発行会社（信託銀行等）に対して株券喪失登録の申請を行い、株券所持人による登録異議の申請がないときには、登録の申請日から1年を経過すると喪失株券は無効となり、株券の再発行を請求することができます。

【先取特権】

●賠償責任を担保する特約を付帯する契約において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

【ご加入の際のご注意】

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除^{*5}し、保険金をお支払いできないことがあります。

※東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。

^{*5} 東京海上日動からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

【クーリング・オフ】

ご加入される保険は、クーリング・オフの対象外です。

【ご加入後のご注意】

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかにご加入の代理店または東京海上日動にご連絡ください。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にもご契約の代理店または東京海上日動にご連絡ください。

【もし事故が起きたときは】

●遅滞なく警察署、郵便局、各金融機関等への届け出を行い、事故に関する証明の取得を行ってください。また、ただちにご加入の代理店または東京海上日動までご連絡ください。必要な手続きに関してご説明およびご相談させていただきます。

【他の保険契約がある場合】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【重大事由による解除について】

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

この保険は東京都社会福祉協議会を保険契約者とし、各社協・団体（傷害保険はそれらに属する生活支援員）を被保険者とする総合生活保険（傷害補償・就業中のみの危険補償特約付）およびマネーディフェンダーの団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東京都社会福祉協議会が有します。

東京海上日動の代理店は保険会社（東京海上日動）との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京福祉企画との間で有効に成立したご契約については、東京海上日動と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償・就業中のみの危険補償特約付）およびマネーディフェンダーの内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては重要事項説明書をよくお読みください。詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、総合生活保険（傷害補償・就業中のみの危険補償特約付）およびマネーディフェンダーの内容について、ご不明の点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

《オプション補償(1) 傷害保険にご加入の方向けのサービスです。》

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 *1: 24時間365日 ☎ 0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル
ソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応
じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

☎ 0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護
サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する
ご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用
いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門
医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護
の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な
情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高
齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: ・法律相談 : 午前10時～午後6時
いづれも
土日祝・
年末・年始を除く
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご
相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報
等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者
とします。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご
負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

必ずお読みください

総合生活保険の

2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレット等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

傷害補償について、下記のとおり改定いたします。

改 定 項 目	概 要
参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024 年 6 月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」 対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
職種級別による料率区分の廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止（保険料を一本化）し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

Memo

Memo

Memo

東京都社会福祉協議会がご提供する団体保険制度の一覧表

以下の一覧表は団体保険制度の概要を示したものととなります。制度の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

NO.	保 険 名	保険期間	募集時期	中途加入	保 険 概 要
1	ボランティア保険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	ボランティア活動中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
2	行 事 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	随時	随時	福祉活動やボランティア活動または、市民活動の一環として、非営利団体が主催する行事参加中の傷害リスクおよび賠償責任リスクを補償する制度。
3	サイバープロテクター (個人情報漏えい 賠償責任保険)	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	個人情報が入り込んだ場合の賠償責任および各種負担する費用を補償する制度。
4	社 協 の 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	社協が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
5	在 宅 福 祉 サ ー ビ ス 総 合 保 険	毎年4月1日～ (1年間)	2月頃	○	在宅福祉サービスを提供する事業者が業務の遂行に起因して被った法律上の賠償責任を補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
6	労 災 上 乗 せ 保 険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	職員・従事者が業務上または、通勤途上の災害によって身体に障害を被った場合に、その職員・従事者本人やその家族が災害補償規定に基づき補償をする制度。
7	常勤役員・非常勤 役員災害補償保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	常勤・非常勤役員が法人運営活動従事中・往復途上などに偶然な事故でケガをした際の傷害リスクを補償する制度です。常勤役員は、業務従事中、従事外を問わず補償します(24時間補償)。
8	役員賠償責任保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	役員の賠償リスクを補償する制度です。
9	雇用トラブル対応保険	毎年7月1日～ (1年間)	5月頃	○	パワハラ、セクハラ、マタハラ、不当解雇といった労務トラブルで、従業員から法人やその役員・管理職等が労務管理責任を問われた場合の賠償リスクを補償する制度。
10	社会貢献型後見人 に係る損害保険	毎年8月1日～ (1年間)	6月頃	○	社会貢献型後見人が社会貢献型後見人の業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
11	地域福祉権利擁護 事業保険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	地域福祉権利擁護事業を行う生活支援員が被る賠償責任リスクを補償する制度です。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。
12	介護事業者・社会 福祉施設損害保険	毎年10月1日～ (1年間)	8月頃	○	介護事業者や社会福祉施設が行う業務に起因して被った賠償責任リスクを補償する制度。その他、様々なリスクに対応する補償をご用意しております。

【お問合せ先】取扱代理店：**有限会社東京福祉企画**(東京都社会福祉協議会指定代理店)

TEL: 03-3268-0910

FAX: 03-3268-8832

HP: <https://www.tokyo-fk.com>

本保険に関するお問い合わせ先

● 取扱代理店

有限会社 東京福祉企画（加入依頼書提出先）

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-2 研究社英語センタービル3階

TEL 03(3268)0910 FAX 03(3268)8832

ホームページアドレス <https://www.tokyo-fk.com>

● 団体契約者

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

（団体窓口）福祉部 経営支援担当

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

TEL 03(3268)7232 FAX 03(3268)2148

● 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第一部 東京公務課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4（ラ・メール三番町10F）

TEL 03(3515)4126 FAX 050(3515)4403

● 事故に関するお問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店損害サービス第一部 火災新種損害サービス室 東社協担当

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4（ラ・メール三番町5F）

TEL 03(3515)7503 受付時間 平日：午前9時～午後5時

オプション補償のご加入手続きについて

1. 募集期間締切日（8月29日（金））までに東京福祉企画に加入依頼書をご提出ください。
2. 同時に保険料を以下の口座にお振込みいただきます。

（保険料のお振込みがない場合、申し込みは無効となります。）

【保険料お振込み口座】

みずほ銀行 飯田橋支店（普通） 1491278

福）東京都社会福祉協議会 施設賠償口